

別表

寿公園指定管理業務仕様書（案）

1 施設の概要

施 設 の 名 称	寿公園
施設の所在地	奈井江町字奈井江 745 番地 1 外
施 設 の 概 要	施設の内容：多目的広場（サッカー場兼ソフトボール場） （有料施設） 多目的広場（芝サッカー場）（有料施設） パークゴルフ場（有料施設） 外 敷 地 面 積：51,000 平方メートル

2 管理の基本方針

町としては、指定管理者制度による管理運営を行うにあたって、この施設が町民の憩いの場として、又はレクリエーション及びスポーツ活動の場として、効率的かつ効果的な運営と同時により一層の利用が図られることを期待しているので、このことを踏まえて管理の基本方針について協議したいと考えております。

3 管理の基準

(1) 供用期間

種 別	供用期間	備考
多目的広場（サッカー場兼ソフトボール場） 多目的広場（芝サッカー場）	5月1日から 10月31日まで	
パークゴルフ場	5月1日から 11月15日まで	毎週月曜日は休みとし、 月曜日が祝日の場合は、 翌日を休みとする。

必要があると認めるときは、変更することができる。

(2) 開場時間

種 別	開場時間
多目的広場（サッカー場兼ソフトボール場） 多目的広場（芝サッカー場）	午前 9 時から 午後 9 時まで
パークゴルフ場	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで

必要があると認めるときは、変更することができる。

(3) 公園の利用の制限に関する事項

ア 奈井江町寿公園条例（平成 16 年条例第 3 号。以下「寿公園条例」という。）第 4 条各号に定める場合には、有料施設の使用の承認はできない。

イ 寿公園条例第 13 条第 1 項各号に定める場合には、使用許可等の条件を変更し、有料施設の使用の停止を命じ、又は使用許可等を取り消すことができる。

(4) 公園の使用の許可について

ア 制限行為の許可

寿公園条例第 6 条の規定に基づき行うこと。

利用料金については、(5)を参照にすること。

イ 有料施設の使用許可

寿公園条例第 7 条第 2 項に基づき、許可等を行うこと。

利用料金については、(5)を参照にすること。

(5) 利用料金について

ア 利用料金制度の採用

寿公園においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用する。

イ 利用料金の額

利用料金の額は、寿公園条例別表第 3(1)及び(3)に定める範囲内において、指定管理者が、町長の承認を得て決定する。

4 事業計画

(1) 施設維持管理業務

業務名	内 容
施設維持業務	
施設管理業務	
その他の業務	

(2)人員体制

利用者が訪れた際、指定管理者側の職員等が不在であるために公園の円滑な利用が妨げられることがないように配慮して人員が配置されることを基本にして協議したいと考えております。